

平成 29 年 3 月 31 日

28 葛総契第 770 号 総務部長決裁

改正 平成 30 年 3 月 29 日 29 葛総契第 832 号

## プロポーザル方式による業者選定経過に係る情報公開基準

### 1 目的

この基準は、葛飾区プロポーザル方式による業者選定実施要綱（平成 21 年 3 月 24 日 20 葛総契第 283 号区長決裁。以下、「要綱」という。）第 17 条に定める業者選定経過に係る葛飾区情報公開条例（平成 4 年葛飾区条例第 30 号。以下「条例」という。）に基づく情報公開の基本的な取扱いを定めるとともに、業者選定の一層の透明性を確保し、区民に対する説明責任を果たすことを目的として定める。この基準の運用にあたっては、業者選定に応募する者に事前に当該内容を周知し、了解の上応募することを条件とする。

### 2 対象とする案件

要綱に基づく業者選定及び要綱に準拠して実施する業者選定の経過に係る情報。

### 3 本基準の運用について

本基準は一般的な判断の目安として運用する。

### 4 公開対象文書および公開基準

凡例 ○：公開 △：一部公開 ×：非公開

対象情報の名称 (例示)	契約締結前 (注 1)	契約締結後 (注 2)
プロポーザル方式実施理由書	○	○
選定委員会		
委員名簿	×	○
議事内容の記録	×	○ 区職員等以外の外部委員の発言については、発言者が特定できない形で原則公開とする。
募集要項	○	○
事業者を選定するための評価 項目・配点	○	○

採点基準	×	○	ただし、公表することで今後の事業選定に支障が生じることが明確である事項に限り、非公開とすることができる。
参加申込に関する書類			
参加申込書	×	△	原則として、公表されている事項を除き非公開とする。 <非公開とする情報の例> ・ 法人代表者の印影 ・ 納付すべき税額及び納付済額 ・ 担当者の氏名、役職、メールアドレス等
会社組織図、会社概要	×	△	
財務諸表、納税証明書、業務実績等	×	△	
事業提案に関する書類 (注3)			
企画提案書、受注体制文書、見積書等	×	△	条例第9条各号事由に該当すると認められる部分は、非公開とする <非公開とする情報の例> ・ 個人情報 ・ 営業秘密
プレゼンテーション、ヒアリングの内容	×	△	
評価結果	×	○	募集時に公表することを明記するものとする。
選定結果通知	×	○	

(注1) 契約締結前は条例第9条第4号ウ(意思形成過程情報)に該当し、業者選定経過に関する情報であり公開することにより公正かつ適切な業者選定に支障を及ぼすと認められたものは、非公開とする。

(注2) 辞退者に係る情報は含まない。

(注3) 条例第9条各号事由に該当するかどうかの判断を行う際は、条例第7条第5項の規定により、提案書の提出者に意見聴取をし、公開する場合における不利益の有無、程度等について、事前に十分な調査を行うこと。

## 5 参加希望者への本基準の周知

要綱第9条に基づくプロポーザル方式実施の公表を行う際は本基準も併せて公表し、参加希望者に対して本基準を周知する。

## 6 適用関係

この基準は、平成29年4月1日以降に実施するプロポーザル方式による業者選定から適用する。

付 則（平成 30 年 3 月 29 日 29 葛総契第 832 号）

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日以降に実施するプロポーザル方式による業者選定から適用する。